

台東区発足80周年記念誌作成業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項

1 目的

台東区は令和9年3月に発足80周年を迎える。区が歩んできたこれまでの主な出来事を、写真や資料を交えて掲載し、多くの区内に区の歴史や文化、魅力を伝えるとともに、これからのある台東区を想像できるような記念誌を作成する。

2 業務概要

(1) 業務名

台東区発足80周年記念誌作成業務委託

(2) 業務内容

別紙「台東区発足80周年記念誌作成業務委託仕様書」のとおり

※ただし、プロポーザルにおいて優先交渉権者が提案する内容を基に、区と協議の上、仕様の内容を決定する。

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年8月31日（火）まで

※ただし、本件は令和8年度当初予算が議会で可決された場合において、契約を締結する。

(4) 提案限度価格

8,064,500円（消費税含む）

3 参加資格要件

プロポーザルに参加する事業者（以下、「参加者」という。）は、次に掲げる資格要件を満たすものとする。

(1) 制作実績について次のいずれかの要件を満たすこと。基準日は令和8年2月3日とする。

ア 台東区又は他自治体の周年記念誌の制作実績を過去5年間に1件以上有すること。

イ 台東区又は他自治体の広報誌（紙）の制作実績を過去5年間に1件以上有すること。

(2) 対象業務における台東区での競争入札参加資格を有していること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。

(4) 東京都台東区競争入札有資格者指名停止基準（平成10年2月20日台総経発第170号）による指名停止措置を受けていないこと。

(5) 東京都台東区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年1月26日付23台総経第645号）による入札参加除外措置を受けていないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てをした者にあっては、裁判所により更生計画認可の決定を受けていること。

(7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生計画開始の申立てをした者にあっては、裁判所により再生計画認可の決定を受けていること。

(8) 不渡手形又は不渡小切手を発行し、銀行当座取引を停止されていないこと。

※参加者が、契約の締結までに上記（1）から（8）までのいずれかを満たさないことがなった場合は、その時点で失格とする。

※参加者が5社以上となった場合は、参加申込み締め切り後に、事前書類審査により本審査の参加者を決定することがある。

4 スケジュール(予定)

	内容	日程
1	募集要項の公表	令和8年2月3日（火）
2	募集要項に関する質問の受付	令和8年2月3日（火）から 2月10日（火）午後5時
3	質問に対する回答	令和8年2月16日（月）
4	参加申込書等の提出	令和8年2月3日（火）から2月19日（木） ※土日祝日を除く、午前9時から午後5時
5	審査実施の詳細通知	令和8年2月25日（水）
6	審査	令和8年3月4日（水）
7	審査結果の通知	令和8年3月11日（水）以降
8	契約の締結	令和8年4月1日（水）以降

※参加事業者数、審査の進捗状況等により、日程変更の場合あり。

5 提出書類等

仕様書で提示された委託業務をどのように実施していくのかについて、具体的な提案を明記して作成することとし、他の必要書類とともに持参により提出すること。

- (1) プロポーザル参加申込書【様式1】 1部
- (2) 会社概要 【様式2】 1部
- (3) 業務実績 【様式3】 1部
- (4) 企画提案書（A4判縦横どちらでも可。表紙・裏表紙を除き30ページ以内） 8部

仕様書の主旨を理解した上で、次の各項目について記載すること。

ア 全体コンセプト

本業務の目的に沿った記念誌のテーマやコンセプトを記載すること。

イ 企画・構成案

仕様書「6（1）想定している掲載内容」に記載されている、「ア・コ・サ」の項目について、具体的な提案を行うこと。

ウ デザイン案

効果的かつ訴求力の高い表現力で紙面に反映させるために、どのようなアイデア・手

法を用いるのかについて記載すること。また、写真や記事をどのようなバランスで配置するかについて記載すること。

エ 作業スケジュール

本業務の作業工程及び業務内容を踏まえ、スケジュールを記載すること。

オ 実施体制等

本委託を実施する担当者の業務経歴や実施体制を具体的に記載すること。

(5) 見積書（様式任意） 1部

社名及び代表者氏名を記載の上、社印及び代表者印を押印すること。内容がわかるように記載し、税別金額、消費税額、税込金額をそれぞれ記載すること。

(6) 東京電子自治体共同運営の物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票の写し 1部

(7) その他

参加者を特定できる表記（企業名や企業ロゴ等）は行わないこと。

6 提出方法等

(1) 提出方法

参加者は、事前に「13 担当部署（事務局）」へ電話連絡の上、提出期限までに提出書類一式を持参すること。

(2) 提出先

「13 担当部署（事務局）」のとおり

(3) 提出期間

令和8年2月3日（火）から2月19日（木）

※土日祝日を除く、午前9時から午後5時

※提出期間内であれば、必要書類の不足や誤り等による差替え等を認める。ただし、提出期間外における差替えは一切認めない。

7 質問受付

(1) 受付方法

電子メールのみとする。なお、質問書【様式4】は、word形式で作成すること。質問書を送信後は、電話にて受領確認を行うこと。

(2) 電子メール送信先

電子メールアドレスについては、「13 担当部署（事務局）」に電話で問い合わせすること。

※メールの件名は、「【プロポーザル質問】●●●●」とすること。

（●●●●は会社名等とする）

(3) 受付期間・回答期日

質問の受付：令和8年2月3日（火）から2月10日（火）午後5時

質問への回答：令和8年2月16日（月）

(4) 回答方法

質問とその回答の内容について、台東区公式ホームページに公開する。

(5) その他

プロポーザルに参加する全ての事業者に電子メールにて「回答書」を送付する。

質問に対する回答は、その内容に応じて本募集要項及び仕様書の修正とみなす。

なお、質問内容が不明瞭なもの等については、回答しない場合がある。

8 審査開催通知の送付

参加申込書等の提出期間終了後、参加申込書提出事業者に対して、書面又はメールにてプロポーザルの開催通知を送付する。

9 審査方法

台東区が設置する「台東区発足80周年記念誌作成業務委託事業者選定委員会」において次の通り審査を実施し、優先交渉権者を選定する。

(1) 審査

- ・「3 参加資格」を満たす参加者を対象に、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、順位を定める。
- ・第一位の者を優先交渉権者として選定する。ただし、第一位となった者が企画案を実施できないときは、合計点数が次点となった事業者を優先交渉権者として選定する。
- ・審査の経緯は公表しない。また、審査結果についての異議申立ては受け付けない。

(2) プrezentation及びヒアリングの内容

- ・1社あたり20分程度で、企画提案書の内容を説明する。説明後に10分程度の質疑応答を行う。出席者は3名までとし、実務担当者は必ず出席すること。
- ・プレゼンテーションの際に用いる資料は、事前に提出した提案書を用いるものとする。
- ・提案書の範囲内であれば、プロジェクターを利用して説明することも可能とする。その場合は、事前に事務局へ連絡をすること。なお、プロジェクター（HDMIケーブル）及びスクリーンは事務局で用意するが、パソコン等の機材は参加事業者が用意すこと。

10 審査項目

ア 全体コンセプト

委託業務の目的・内容を理解した上で、それに基づいたコンセプトが明確に示されているか。

イ 企画・構成

仕様書の「6(2)全体デザイン・事業者企画」に示す5つの視点を踏まえた企画・構成であるか。また、多くの区民に区の歴史や文化、魅力を伝える内容となっているか。

ウ デザイン

企画・構成案を効果的かつ訴求力の高い表現力で紙面に反映させているか。読み手にとって、読みやすいレイアウト構成になっているか。

エ 提案・助言・支援

独自の手法、創意工夫を加えた点に関する提案・助言・支援内容について具体的に記載されており、本区にとって有意義な内容になっているか。

オ 作業スケジュール及び作業分担

企画・提案から制作までの作業を実施することを理解した上で、実効性のあるスケジュールと、委託者と受託者側の作業分担が明確に示されているか。

カ 実施体制等

適切な対応体制が示されているか。

1 1 選考結果の通知

選考結果については、令和8年3月11日（水）以降、プロポーザルに参加した全事業者に文書で通知するとともに、台東区ホームページにおいて優先交渉権者を公表する。

なお、選考結果等についての電話・メール等での問い合わせは不可とする。

1 2 その他

(1) プロポーザルへの参加にかかる一切の経費は、事業者の負担とする。

(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、プロポーザルの参加を無効とする。

(3) 提出書類は返却しない。

(4) 提出書類は委託事業者の選定以外の目的には使用しない。

(5) 提案書作成のために取得した業務内容等の情報は、許可なく公表及び使用してはならない。

(6) 本プロポーザルの参加表明手続き以降に、区に提出された書類については、東京都台東区情報公開条例に基づき情報公開の対象となる。条例第6条に該当する事項以外は公開となるため、あらかじめ了承の上、提出すること。

1 3 担当部署（事務局）

台東区総務部広報課

所在地：台東区東上野4-5-6（台東区役所3階⑧番窓口）

電話：03-5246-1021

※受付時間は、平日午前9時から午後5時まで